



2022年5月20日

各位

会社名 太陽誘電株式会社  
 コード番号 6976 東証プライム  
 代表者名 代表取締役社長 登坂 正一  
 問合せ先 取締役上席執行役員  
 経営企画本部 副本部長  
 福田 智光  
 T E L (027)324-2300 (代)  
 U R L <http://www.ty-top.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図り、また、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条(目的)について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入  
 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条(条文省略)  (目的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. 電子・電気機械器具およびこれに関連する材料の製造ならびに販売 2. ～4. (省略) 5. 医療・保険・衛生用機械器具、医療用具および同部品の製造ならびに販売 6. 医薬品の製造ならびに販売 7. 蓄電素子およびエネルギー回生システムの開発、製造ならびに販売	第1条(現行どおり)  (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子部品、電子デバイス、電気機械器具およびこれに関連する製品の製造ならびに販売 2. ～4. (現行どおり) 5. 医療用機械器具、医療用品およびこれに関連する製品の製造ならびに販売 6. 医薬品の製造および販売 7. ソフトウェアの開発、制作、販売および使用許諾ならびに情報処理サービス、インターネット付随サービスの提供

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>8. <u>各種計測および分析に係るサービスの提供</u></p> <p>9. <u>労働者派遣、能力開発および教育訓練に関する事業</u></p> <p>10. <u>旅行斡旋、損害保険代理および生命保険募集に関する事業</u></p> <p>11. <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>8. <u>前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p>	<p>8. <u>各種計測および分析に係るサービスの提供</u></p> <p>9. <u>労働者派遣、能力開発および教育訓練に関する事業</u></p> <p>10. <u>旅行斡旋、損害保険代理および生命保険募集に関する事業</u></p> <p>11. <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>第3条～第13条(条文省略)</p>	<p>第3条～第13条(現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月29日(水)
- (2) 定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月29日(水)

以上